

老後の資産形成を税制支援する検討が始まった

東京財団政策研究所 研究主幹
中央大学 法科大学院 特任教授 **森信 茂樹**

安倍総理3選目の主要テーマは、「人生100年時代」である。ロンドン・ビジネススクール教授のリング・グラットンさんが、著書『ライフシフト』で「日本は世界一の健康寿命の長い国、2007年に生まれた子供は107歳まで生きる確率が50%ある」と書いていたことが背景にある。

政府は、安倍総理が議長を務める未来投資会議を開催し、70歳まで働くことのできる環境を整えるための議論を始めた。65歳まで義務付けている定年を延長し70歳まで働き続けられるよう仕組みを整えるなど、高齢者雇用の拡大を指示した。2019年夏に政策の具体案を固め、20年の国会に関連法案の提出をめざす。

それに呼応するかのように、政府税制調査会は、10月23日の会合で、「老後に備える資産形成」について議論を開始した。100歳まで生きるとなると、余生を豊かに過ごすための老後の蓄えが欠かせないが、それにむけての自助努力を税制で支援しようということである。

わが国の高齢世帯の収入に占める公的年金の割合は65%と、他の先進諸国と比べると高く、高齢者世帯の50%強が公的年金のみで生活している。逆に、高齢者世帯の所得に占める私的年金を含む個人年金・企業年金などの割合は

わずか5.5%である(以上、国民生活基礎調査)。

一方わが国の公的年金の所得代替率は、少子高齢化の進展でマクロ経済スライドが発動されるので、今後ますます低下していく。2014年に行われた財政検証では、平成55年度(2043年度)の代替率は基礎年金が26%、比例部分を加えても50.6%と、5割すれすれの水準である。

そこでわが国も、他の先進国並みに私的年金を充実させていくことが人生100年時代の大きな課題となる。ではどのように税制で支援していくのか。

税制で支援する方法としては、①拠出時・運用時非課税、給付時課税のEET型と②拠出時課税、運用・給付時非課税のTEE型(Tは課税、Eは非課税)の2つがある。

わが国の私的年金であるDB、企業型DC、個人型DC(iDeCo)などはすべてEET型である。多くの先進国の私的年金もEET型で、拠出時に減税メリットを与えるということである。問題は、拠出時所得控除なので高所得者ほど恩恵が大きいこと、またわが国では、給付時に公的年金等控除があり拠出時も(つまり運用時も含めてすべてにわたり)非課税になるケースが多く、今後一層の高齢化で所

得税の課税ベースの侵食が続く（税収が入らない）ということである。

一方老後の資産形成という観点からはNISAと財形貯蓄（年金・住宅）に適用されているTEE型の制度の充実が重要な課題となる。課税後所得から積立て、運用時、給付時は非課税という商品設計は、拠出額のコントロールが容易で、老齢期に入ってから給付の税務に煩わされずに済むというメリットがある。税制当局にとっても、最初に課税するので導入時の財政負担が軽い。

わが国では、前者（EET型）は年金という名がついているが、後者（TEE型）は単なる貯蓄・投資優遇制度である。しかし年金といっても生命表が入っているわけではなく、引き出し制限を除けばどちらも同じとい

ってよい。生涯の適用税率が同じという前提を置くと、EET型とTEE型のトータルの経済的価値は同じである。米国やカナダでは、私的年金の税制として、EET型の商品とTEE型の商品の2つがあり、国民のニーズに応じて選べるようになっている。わが国でも後者を、NISAという証券優遇税制からTEE型の「年金」に発展させれば国民の選択肢は大きく広がる。

この話、2016年1月号の本欄（連載第79話「つみたてNISAを考える」）で書いている。また、ここ数年日本版IRAの提言をしてきた。
(<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>)

人生100年の老後の資産形成を支援して、わが国最大の強みである豊富な個人金融資産の活性化を願いたい。